

## 利用調整（選考基準）について

### 1 基準指数（保育の必要性の事由）について

父母の保育を必要とする事由・状況に応じて10点～1点の間で設定している。

父母それぞれの点数の合算を基準点数とする。

### 2 調整指数（優先事項）について

保育の優先的な利用が必要と判断される世帯のために、「優先事項」を設定し優先度を高めている。

#### ① 以下の項目については特に加点を高くしている。

- ・ひとり親世帯または両親不存在の世帯
- ・兄弟姉妹がすでに利用している保育等施設と同じ保育等施設の利用を希望する場合
- ・産後休暇・育児休業明けによる職場復帰
- ・子が障がいを持っており、保育施設等に入所する事で発達に有益であると医師の診断があるもの

- ② 自営業・農業に従事する方で、出産後に職場復帰する方に対して産後休暇・育児休業に準じた扱いをする
- ③ 祖父母の状況について、当初の予定では60歳以下で養育可能な扶養義務者と同居している場合に減点する形としていたが、高年齢者雇用安定法が改正され、60歳以上の高年齢者が年金受給開始年齢まで働く事ができる整備がされつつあることを踏まえ、今後60歳を超えても仕事をしている方が増える可能性を考慮し65歳を基準とした。
- ④ 兄弟姉妹（多胎児）で同時に同じ保育所を希望する際にも加点する。
- ⑤ 保護者が夜勤である場合においても、日中の就労と同様の扱いとし、就労時間などで配点を決定する。
- ⑥ 実家手伝いなどは基準指数を低く設定しているが、親族の病気などやむを得ない理由による場合は調整指数で加点する。